



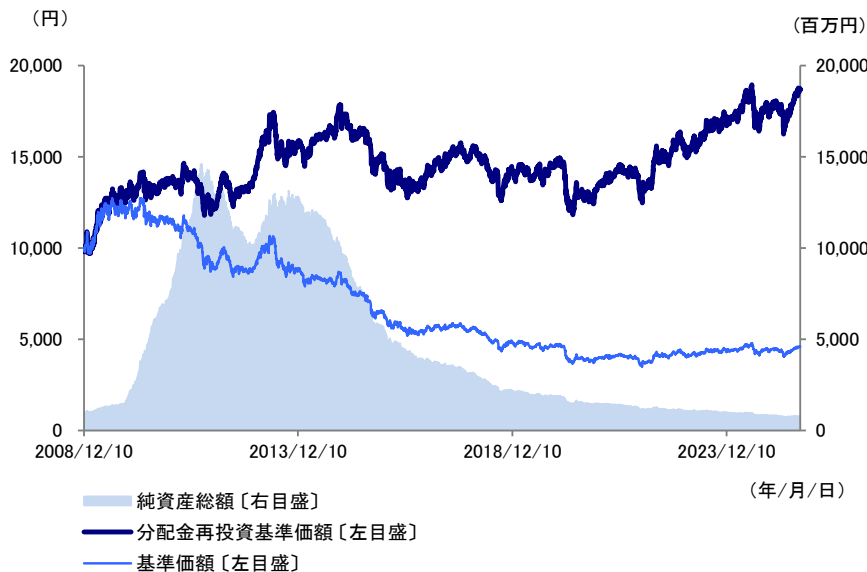
# 高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

作成基準日：2025年 8月29日  
資料作成日：2025年 9月 5日

## 【日本経済新聞掲載名】国際機関

### 基準価額・純資産総額の推移



※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

### 期間別騰落率

| 期間   | 1カ月  | 3カ月  | 6カ月  | 1年    | 3年    | 設定来   |
|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| ファンド | 1.1% | 7.5% | 7.1% | 11.3% | 21.6% | 86.9% |

※ 騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

### 基準価額の要因分析

|               |      |
|---------------|------|
| 基準価額騰落額(前月末比) | 38円  |
| 為替要因          | -22円 |
| ブラジル・リアル      | 11円  |
| メキシコ・ペソ       | -5円  |
| トルコ・リラ        | -24円 |
| 南アフリカ・ランド     | 0円   |
| 豪ドル           | -2円  |
| 債券要因          | 75円  |
| インカムゲイン       | 39円  |
| キャピタルゲイン      | 36円  |
| 分配金           | -10円 |
| 信託報酬          | -4円  |
| その他           | 0円   |

※ 要因分析は、基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その正確性、完全性を保証するものではありません。

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 設定日   | 2008年12月10日            |
| 信託期間  | 無期限                    |
| 決算日   | 毎月24日<br>(休業日の場合は翌営業日) |
| 信託報酬率 | 後記の「ファンドの費用・税金」参照      |

### 基準価額・純資産総額

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 4,585円 |
| 前月末比  | 38円    |
| 純資産総額 | 768百万円 |

### 分配金実績

|       |         |     |
|-------|---------|-----|
| 第194期 | 2025/04 | 10円 |
| 第195期 | 2025/05 | 10円 |
| 第196期 | 2025/06 | 10円 |
| 第197期 | 2025/07 | 10円 |
| 第198期 | 2025/08 | 10円 |

|         |         |
|---------|---------|
| 直近1年間累計 | 120円    |
| 設定来累計   | 10,715円 |

※ 分配金は10,000口あたりの税引前の金額  
※ 分配金は増減したり支払われないことがあります。

### 資産別構成

|         | 比率    |
|---------|-------|
| 外国債券    | 91.3% |
| 短期金融資産等 | 8.7%  |

※ 比率はマザーファンドへの投資を通じた純資産総額に対する割合です。

### マザーファンド別構成

|                    | 比率    |
|--------------------|-------|
| 新興国通貨建国際機関債マザーファンド | 77.7% |
| 豪ドル債マザーファンド        | 18.9% |

※ 比率は純資産総額に対する割合です。



# 高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

作成基準日：2025年 8月29日  
資料作成日：2025年 9月 5日

## 【日本経済新聞掲載名】国際機関

### 組入債券の状況

| ポートフォリオ特性                                 |       |
|-------------------------------------------|-------|
| 修正デュレーション                                 | 2.1   |
| 残存年数                                      | 2.5年  |
| 複利最終利回り                                   | 13.1% |
| 直接利回り                                     | 7.8%  |
| ※ ファンドの複利最終利回りおよび直接利回りは、実際の投資家利回りとは異なります。 |       |

| 通貨別債券構成   |       |
|-----------|-------|
|           | 比率    |
| メキシコ・ペソ   | 18.9% |
| ブラジル・レアル  | 18.7% |
| 南アフリカ・ランド | 18.5% |
| 豪ドル       | 18.0% |
| トルコ・リラ    | 17.1% |

| 格付別構成 |        |
|-------|--------|
|       | 比率     |
| Aaa   | 100.0% |
| Aa    | —      |
| A     | —      |
| Baa以下 | 0.0%   |

### 組入上位10銘柄 銘柄数：16

| 銘柄名                        | 種別    | 通貨        | クーポン    | 償還日        | 比率    |
|----------------------------|-------|-----------|---------|------------|-------|
| 1 国際復興開発銀行 0% 27/3/13      | 国際機関債 | メキシコ・ペソ   | 0.000%  | 2027/03/13 | 16.0% |
| 2 国際金融公社 11.5% 30/1/16     | 国際機関債 | ブラジル・レアル  | 11.500% | 2030/01/16 | 9.4%  |
| 3 欧州評議会開発銀行 28% 27/3/22    | 国際機関債 | トルコ・リラ    | 28.000% | 2027/03/22 | 8.9%  |
| 4 アジア開発銀行 3.4% 27/9/10     | 国際機関債 | 豪ドル       | 3.400%  | 2027/09/10 | 8.1%  |
| 5 欧州投資銀行 7.25% 30/1/23     | 国際機関債 | 南アフリカ・ランド | 7.250%  | 2030/01/23 | 7.3%  |
| 6 国際復興開発銀行 0% 28/12/29     | 国際機関債 | 南アフリカ・ランド | 0.000%  | 2028/12/29 | 6.0%  |
| 7 欧州復興開発銀行 0% 27/4/12      | 国際機関債 | トルコ・リラ    | 0.000%  | 2027/04/12 | 5.7%  |
| 8 米州開発銀行 3.15% 29/6/26     | 国際機関債 | 豪ドル       | 3.150%  | 2029/06/26 | 5.2%  |
| 9 国際復興開発銀行 4.4% 28/1/13    | 国際機関債 | 豪ドル       | 4.400%  | 2028/01/13 | 4.7%  |
| 10 国際復興開発銀行 8.25% 26/12/21 | 国際機関債 | 南アフリカ・ランド | 8.250%  | 2026/12/21 | 4.4%  |

※ 格付別構成の比率は組入外国債券の評価金額合計に対する割合です。  
 ※ 通貨別債券構成の比率、組入上位10銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた純資産総額に対する割合です。  
 ※ 格付は、ムーディーズ・インベスターズ・サービスによる格付を採用しています。



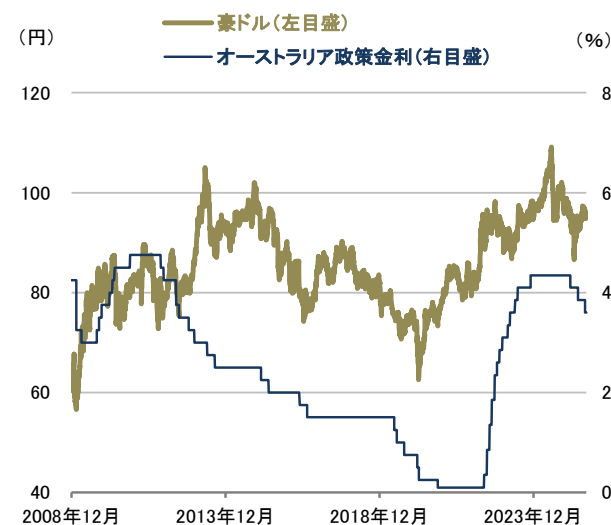
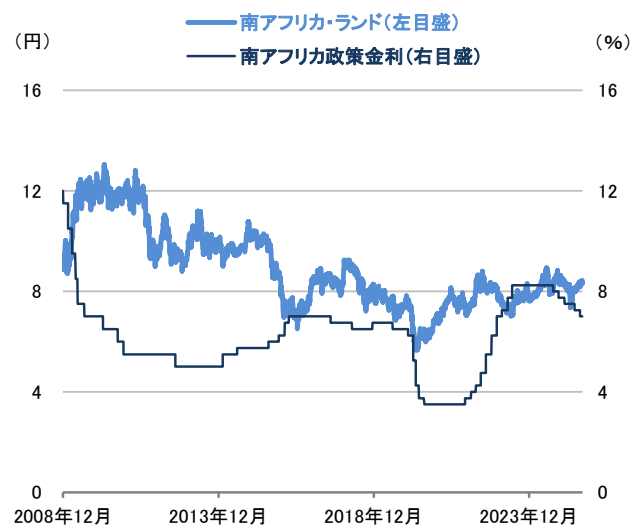
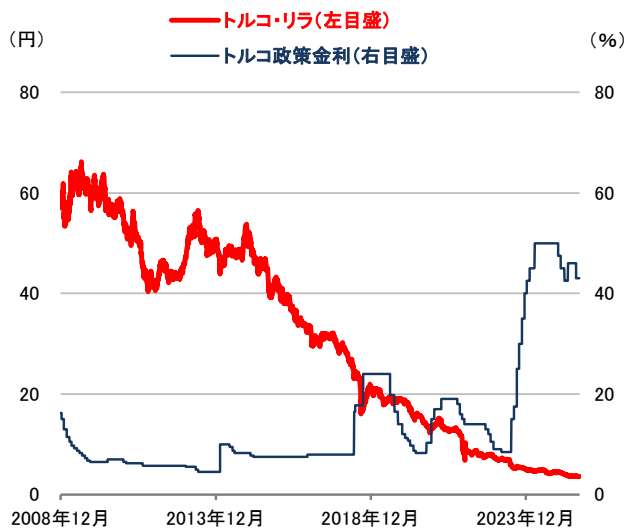
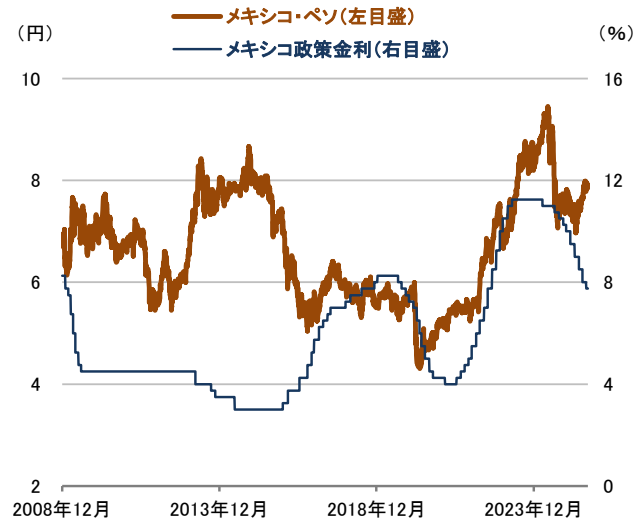
# 高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

作成基準日：2025年 8月29日  
資料作成日：2025年 9月 5日

【日本経済新聞掲載名】国際機関

## 参考情報(為替レートと政策金利の推移)



※ 為替レートは、一般社団法人投資信託協会が定めたレートで、投資信託の基準価額の算出の際に用いています。

※ トルコの政策金利は、2010年5月までは翌日物借入金利、2010年6月以降は1週間物レボ金利

※ 出所:Bloomberg

設定・運用は

最終ページの「当資料ご利用にあたっての留意事項」を必ずご覧ください。

明治安田アセットマネジメント

# 高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

## ファンドの目的

●世界の国際機関債等へ投資をすることにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

高金利通貨建国際機関債等へ分散投資します。

- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドおよび豪ドル債マザーファンドへの投資を通じて、相対的に金利が高い通貨建債券への投資を行います。
- 主として、世界の5大陸通貨(ブラジル・レアル(南アメリカ)、メキシコ・ペソ(北アメリカ)、トルコ・リラ(ユーラシア)、南アフリカ・ランド(アフリカ)、オーストラリア・ドル(オーストラリア))に均等に通貨分散を行います。

信用力の高い国際機関債へ投資します。

- 各マザーファンドを通じて投資する国際機関債等は、原則として、取得時においてAAA格相当の格付けを取得しているものに限りします。
- ※格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者(信用格付業者等)が評価した意見です。格付けは随時見直され、格付が高い債券ほど安全性が高いとされています。
- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドを通じて投資する4通貨(ブラジル・レアル、メキシコ・ペソ、トルコ・リラ、南アフリカ・ランド)の外貨建資産について、カントリーリスク・市場リスク等が増大する場合には、豪ドル建資産を増やすことや円建の国債等に投資する場合があります。さらに、豪ドル債マザーファンドを通じて投資する豪ドル建ソブリン債等について、前記リスク等が増大する場合には、円建の国債等に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

## 分配方針

毎月24日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。  
・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。  
・収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。  
・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。  
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

|           |                                                                                                                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 債券価格変動リスク | 債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。                                       |
| 為替変動リスク   | 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| カントリーリスク  | 投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。また、新興国への投資は一般的に先進国と比べてカントリーリスクが高まる場合があります。                                       |
| 信用リスク     | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。                            |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。  
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

# 高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

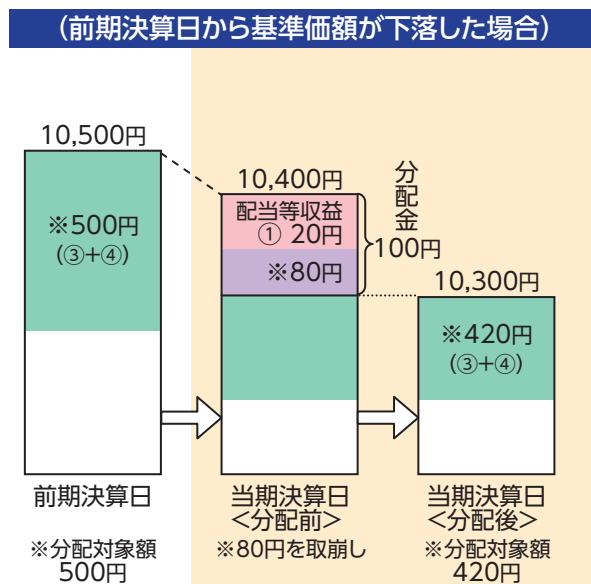
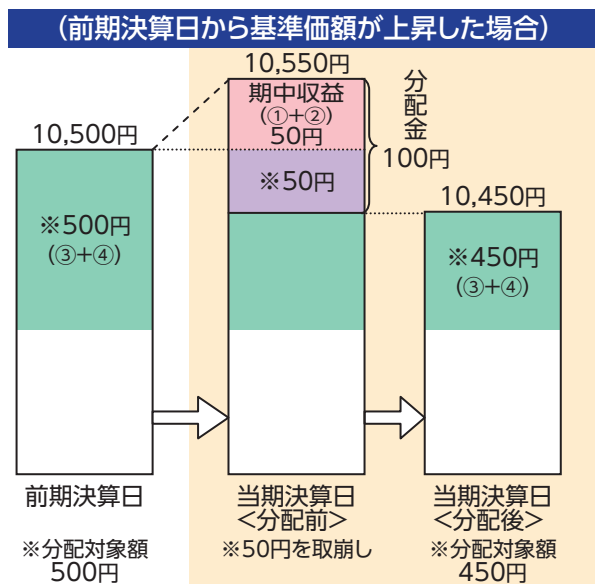
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



\* 上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

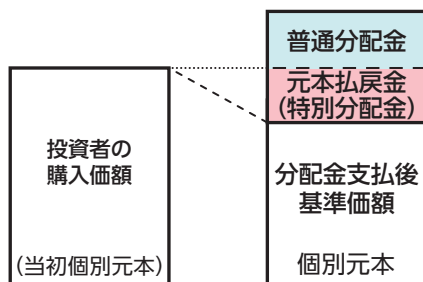


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

\* 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

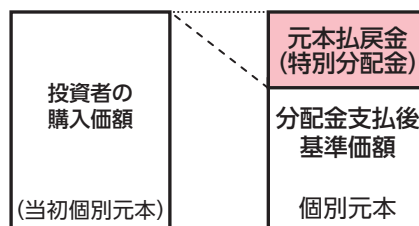
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※ 元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

# 高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

## お申込みメモ

|                               |                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                       | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。                                                                                                                                                         |
| 購 入 価 額                       | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>(基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ)<br>※基準価額は販売会社または委託会社へお問い合わせください。                                                                                                       |
| 購 入 代 金                       | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                     |
| 換 金 単 位                       | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。                                                                                                                                                         |
| 換 金 価 額                       | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                      |
| 換 金 代 金                       | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。                                                                                                                                                        |
| 申 込 締 切 時 間                   | 原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了した分を当日の申込みとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                        |
| 購 入 ・ 換 金 日                   | ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、シドニーの銀行、オーストラリア証券取引所のいずれかが休業日の場合。                                                                                                                   |
| 購 入 ・ 換 金 の 申 込 中 止 及 び 取 消 し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消することがあります。                                                                                            |
| 信 託 期 間                       | 無期限(2008年12月10日設定)                                                                                                                                                                          |
| 繰 上 償 還                       | 受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。                                                                      |
| 決 算 日                         | 毎月24日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                          |
| 収 益 分 配                       | 年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。<br>お取扱可能なコース及びコース名称は販売会社により異なる場合があります。                                                                               |
| 課 税 関 係                       | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除・益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>※当ファンドは、 <b>NISAの対象外</b> です。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。<br>なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。 |

## ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。<br>※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                                                                                     |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用(信託報酬) | ファンドの純資産総額に対し、 <b>年1.21%(税抜1.1%)</b> の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。<br><b>内訳</b> <table><tr><th>配分</th><th>料率(年率)</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>0.55%(税抜0.5%)</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.605%(税抜0.55%)</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.055%(税抜0.05%)</td></tr><tr><td>合計</td><td><b>1.21%(税抜1.1%)</b></td></tr></table> | 配分 | 料率(年率) | 委託会社 | 0.55%(税抜0.5%) | 販売会社 | 0.605%(税抜0.55%) | 受託会社 | 0.055%(税抜0.05%) | 合計 | <b>1.21%(税抜1.1%)</b> |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|------|---------------|------|-----------------|------|-----------------|----|----------------------|
| 配分           | 料率(年率)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |        |      |               |      |                 |      |                 |    |                      |
| 委託会社         | 0.55%(税抜0.5%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |        |      |               |      |                 |      |                 |    |                      |
| 販売会社         | 0.605%(税抜0.55%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |      |               |      |                 |      |                 |    |                      |
| 受託会社         | 0.055%(税抜0.05%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |      |               |      |                 |      |                 |    |                      |
| 合計           | <b>1.21%(税抜1.1%)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |        |      |               |      |                 |      |                 |    |                      |
| その他の費用・手数料   | 信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。<br>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。                                                                                          |    |        |      |               |      |                 |      |                 |    |                      |

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に  
応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。  
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期              | 項 目          | 税 金                                                     |
|------------------|--------------|---------------------------------------------------------|
| 分配時              | 所得税及び<br>地方税 | 配当所得として課税します。<br>普通分配金に対して…20.315%                      |
| 換金(解約)時<br>及び償還時 | 所得税及び<br>地方税 | 譲渡所得として課税します。<br>換金(解約)時および償還時の差益<br>(譲渡益)に対して……20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合については上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)  
追加型投信／海外／債券

販売会社一覧

※お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

| 販売会社名                                     | 登録番号     | 加入協会            |                             |                                    |                             | 備考 |
|-------------------------------------------|----------|-----------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------|----|
|                                           |          | 日本証券<br>業協会     | 一般社団<br>法人日本<br>投資顧問<br>業協会 | 一般社団<br>法人第二<br>種金融商<br>品取引業<br>協会 | 一般社団<br>法人金融<br>先物取引<br>業協会 |    |
| 銀行                                        |          |                 |                             |                                    |                             |    |
| 株式会社愛媛銀行                                  | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第6号   | ○                           |                                    |                             | ※1 |
| 株式会社京都銀行                                  | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第10号  | ○                           |                                    | ○                           |    |
| 株式会社静岡中央銀行                                | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第15号  | ○                           |                                    |                             | ※1 |
| 株式会社但馬銀行                                  | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第14号  | ○                           |                                    |                             |    |
| 株式会社東京スター銀行                               | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第579号 | ○                           |                                    | ○                           | ※1 |
| 株式会社栃木銀行                                  | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第57号  | ○                           |                                    |                             | ※1 |
| 株式会社名古屋銀行                                 | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第19号  | ○                           |                                    |                             | ※1 |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社<br>SBI証券) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号  | ○                           |                                    | ○                           |    |
| 証券会社                                      |          |                 |                             |                                    |                             |    |
| 岡三にいがた証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第169号 | ○                           |                                    |                             | ※1 |
| 日産証券株式会社                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第131号 | ○                           |                                    | ○                           | ○  |
| 松井証券株式会社                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○                           |                                    |                             | ○  |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                         | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号  | ○                           | ○                                  | ○                           | ○  |
| 明和證券株式会社                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第185号 | ○                           |                                    |                             |    |
| 楽天証券株式会社                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○                           | ○                                  | ○                           | ○  |
| 株式会社SBI証券                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号  | ○                           |                                    | ○                           | ○  |
| 信用組合                                      |          |                 |                             |                                    |                             |    |
| 全国信用協同組合連合会                               | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第300号 |                             |                                    |                             | ※2 |

※1 現在、新規の販売を停止しております。

※2 全国信用協同組合連合会との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次ぎに関する契約書」に基づいて、取次登録金融機関(信用組合)の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

# 高金利国際機関債ファンド(毎月決算型) 追加型投信／海外／債券

## 当資料ご利用にあたっての留意事項

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が運用状況をお知らせすることを目的に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 投資信託のお申込みを行う場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書（交付目論見書）で内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。
- 当資料に記載された見解・見通し・投資方針は作成時点における明治安田アセットマネジメント株式会社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 当資料に掲載された個別の銘柄や企業名は参考情報であり、これらの銘柄について取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

## 委託会社、その他関係法人の概要

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。  
明治安田アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

＜ファンドに関するお問い合わせ先＞  
明治安田アセットマネジメント株式会社  
フリーダイヤル 0120-565787（営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。  
野村信託銀行株式会社

**販売会社** ファンドの募集の取扱いおよび解約お申込みの受付等を行います。  
販売会社一覧をご覧ください。